

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局高齢者支援課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の更新に係る
周知徹底等について

計2枚（本紙を除く）

Vol. 557

平成28年7月14日

厚生労働省老健局高齢者支援課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（高齢者居住支援係・内線3981）
FAX：03-3595-3670

平成 28 年 7 月 14 日
老高発 0714 第 1 号
国 住 心 第 7 0 号

各

都道府県
政 令 市
中 核 市

 住宅担当部長 殿
福祉担当部長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長
国土交通省住宅局安心居住推進課長

サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の更新に係る周知徹底等について

サービス付き高齢者向け住宅事業（以下「事業」という。）の登録制度については、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（平成 13 年法律第 26 号。以下「法」という。）の改正により、平成 23 年 10 月 20 日に創設されたところであり、本年 10 月に制度施行後 5 年が経過することとなる。ついては、下記の事項にご留意の上、法の的確かつ円滑な運用が図られるようお願いする。

記

1. 事業の登録の更新への対応について

事業の登録については、法第 5 条第 2 項の規定により、5 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うこととなる。登録の効力を失った後も同様に事業を続けた場合、法第 14 条の名称の使用制限の規定に抵触するおそれがあるとともに、法第 23 条の老人福祉法の特例の規定が適用されなくなることから、老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホームに該当するものについては、同項に基づく届出が必要となる。また、登録を要件とする国の補助金の交付を受けて整備したサービス付き高齢者向け住宅やその併設施設については、補助金の返還事由に該当することとなる。

本年 10 月に制度施行後 5 年が経過し、登録の有効期間が満了する事業があることから、登録事業者における登録の更新の申請手続きに遺漏のないよう、貴管内の登録事業者に対して周知徹底を図られたい。

なお、登録の更新の申請の受付の開始日や終了日について、法に特段の定めはないが、例えば、登録の有効期間の満了の日の 90 日前から 30 日前までに更新申請書を提出するよう求めるなど、適切な手続き期間の設定等により、現場において手続きが円滑になされるようお願いする。

2. 登録事業の廃止等への対応について

近年、登録事業を廃止する事案が見受けられるようになってきているところである。

法第 43 条により、都道府県知事等は、登録事業者の破産等により入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、当該入居者に対し、必要な援助を行うよう努めることとされている。登録事業者の破産等の場合における当該住宅の入居者の居住の安定確保については、「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行について」（平成 23 年 10 月 7 日付け老発 1007 第 1 号・国住心第 37 号。以下「通知」という。）において、「登録事業者の破産、登録事業の廃止、提供を前提として入居していた主要な高齢者生活支援サービスの提供の終了等により、登録住宅での居住が困難になる場合には、高齢者からの問合せに応じて、当該高齢者に適した諸条件が整った他の賃貸住宅等のリストを提示したり、入居に必要な公的主体による支援措置を紹介したりするなど、必要な援助を行うよう努め、高齢者の居住の安定が確保されるよう配慮することが望ましい。」としており、かねてより配慮を求めているところであるが、法及び通知の趣旨を踏まえ、より一層の的確な運用を図るようお願いする。

以上